

地震災害時の工業用水道について

1 東海地震等の給水対応について

(1) 東海地震に関連する調査情報又は東海地震注意情報が発表されたら

工業用水の給水は、継続します。

なお、企業庁においては、「愛知県企業庁災害対策実施要領」に基づき、東海地震に関連する調査情報が発表された場合は所定の人員が、東海地震注意情報が発表された場合は全職員が原則として現勤務先に登庁し、地震防災対策にあたります。



(2) 警戒宣言が発令されたら

工業用水の給水は、継続します。ただし、水源施設において水量制限される可能性があるため、関係機関との調整により、給水量の制限が必要となることがあります。

なお、企業庁においては、「愛知県企業庁災害対策実施要領」に基づき、東海地震に関連する調査情報又は東海地震注意情報発表時から引き続き所要の対策を実施することとしています。



(3) 大規模地震が発生したら

被災していない地域及び管路においては、給水を継続します。しかし、ある程度は、県営工業用水道施設での被害が発生することが予測されています。その際、復旧までの期間は断水となることが予想されます。

企業庁では、被災後の復旧を遅くとも **4 週間** で完了（目標復旧期間）することとし、迅速な復旧のための様々な対策を実施します。



2 情報伝達手段について

地震災害時における給水先事業所と水道事務所との情報伝達手段は、①公衆回線^{※1}、②工水専用回線^{※2}、③愛知県公一専システム^{※3}があります。

※1 公衆回線

所 属	電話番号	FAX 番号	E メールアドレス
愛知用水水道事務所 (尾張旭出張所)	0561-53-3610	0561-54-7400	aichi-suidoasahi@pref.aichi.lg.jp
愛知用水水道事務所 (本所)	0562-33-2282	0562-33-2285	aichi-suido@pref.aichi.lg.jp
尾張水道事務所	0586-45-1170	0586-45-8490	owari-suido@pref.aichi.lg.jp
西三河水道事務所	0566-98-5652	0566-98-5653	nishimikawa-suido@pref.aichi.lg.jp
東三河水道事務所	0532-61-2839	0532-61-5431	higashimikawa-suido@pref.aichi.lg.jp
県庁(水道事業課工水維持グループ及び工水整備グループ)	052-954-6685 052-954-6527	052-954-6957	kigyo-suiji@pref.aichi.lg.jp

※2 工水専用回線

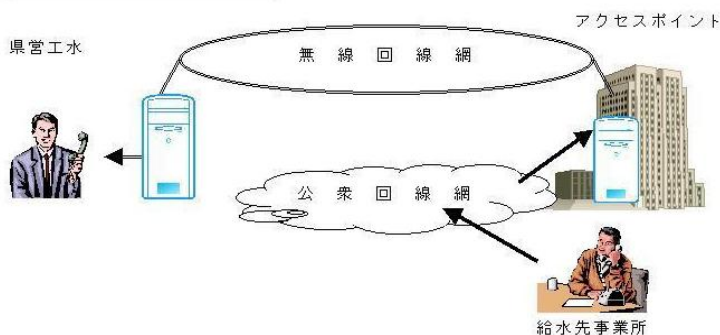
○給水先事業所と水道事務所との緊急連絡のための専用電話回線です。

水道事務所	電話番号
愛知用水水道事務所(本所)	※電話番号は、給水先事業所に個別にお知らせしています。
尾張水道事務所	
西三河水道事務所	
東三河水道事務所	

※3 愛知県公一専システム

○公衆回線から高度情報通信ネットワークを介して通話するシステムです。なお、本システムによる通話料金は、アクセスポイントまでの電話料金のみです。

イ メ ー ジ 図



○利用方法は、最寄りのアクセスポイント電話番号をダイヤルし、音声ガイダンス終了後、「6」(名古屋地域からは「8」)をダイヤルし、続いて「無線電話番号」をダイヤルして下さい。

(注1) プッシュ回線またはトーン信号の使える電話機をご利用下さい。

(注2) 無線番号は、「無線局番+内線番号」です。

(注3) 音声ガイダンスに従い「#600」を押すと県庁(交換手)につながります。

※音声ガイダンスは、短縮番号によるダイヤルを案内するため、水道事務所へのかけ方と異なります。(水道事務所へのダイヤルは、上記のとおり「#」は不要です。)

具体例な利用例は、4ページをご覧ください。

○アクセスポイント電話番号表

所在地の市 外局番	所在市町村名	アクセスポイント 電話番号
052 ※名古屋地域	名古屋市、東海市(ただし大田町、加木屋町、高横須賀町、元浜町、養父町、横須賀町、中ノ池及び中央町を除く)、尾張旭市のうち霞ヶ丘町、庄南町、東名西町、西山町、東山町及び吉岡町の区域、日進市のうち赤池町、赤池、浅田町、梅森町及び香久山の区域、清須市、あま市、愛知郡東郷町のうち春木及び和合の区域、海部郡大治町	950-0357
0567	津島市、弥富市、稲沢市平和町、愛西市、海部郡蟹江町、飛島村	22-6351
0586	一宮市、稲沢市のうち西島町、生出上山町、生出河戸町、生出郷前町、生出西道根町、生出東道根町、生出横西町、平和町及び横野町の区域	28-8069
0587	江南市、稲沢市(ただし西島町、生出上山町、生出河戸町、生出郷前町、生出西道根町、生出東道根町、生出横西町、平和町及び横野町を除く)、岩倉市、丹羽郡大口町、扶桑町	0586-28-8069※
0569	半田市、常滑市、知多市のうち神田、新広見、旭南、金沢、新舞子及び南粕谷の区域、知多郡阿久比町、南知多町、美浜町、武豊町	25-1905
0562	東海市のうち大田町、加木屋町、高横須賀町、元浜町、養父町、横須賀町、中ノ池及び中央町の区域、大府市、知多市(ただし神田、新広見、旭南、金沢、新舞子及び南粕谷を除く)、豊明市、知多郡東浦町	43-8330
0564	岡崎市、額田郡幸田町	27-2135
0566	碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市	84-5213
0563	西尾市	53-9712
0561	瀬戸市、尾張旭市(ただし霞ヶ丘町、庄南町、東名西町、西山町、東山町及び吉岡町を除く)、日進市(ただし赤池町、赤池、浅田町、梅森町及び香久山を除く)、愛知郡東郷町(ただし春木及び和合を除く)、長久手市、みよし市	86-7063
0565	豊田市	36-5750
0568	春日井市、犬山市、小牧市、北名古屋、西春日井郡豊山町	69-1268
0536	新城市、北設楽郡設楽町、東栄町、豊根村	24-6210
0532	豊橋市	51-5331
0533	豊川市、蒲郡市	0532-51-5331※
0531	田原市	34-4032

※市外局番からのダイヤルが必要です。

○無線番号表（無線局番＋内線番号）

所 属	無線局番	内線番号(配水課)
愛知用水水道事務所(尾張旭出張所)	511	42、44、45
愛知用水水道事務所(本所)	521	44、48、49
尾張水道事務所	531	44、45、46
西三河水道事務所	541	44、45、47
東三河水道事務所	551	42、43、44
県庁(水道事業課工水維持グループ及び工水整備グループ)	600	5651、5652、5653、5646

○愛知県公一専システムの利用例

(例1)

東海市内から愛知用水水道事務所(本所)配水課(内線番号44)に電話する場合

- 1 最寄のアクセスポイントの 0562-43-8330 をダイヤル
- 2 音声ガイダンス終了後、6-521-44 をダイヤル

(例2)

名古屋市内から愛知用水水道事務所(本所)配水課(内線番号48)に電話する場合

- 1 最寄のアクセスポイントの 052-950-0357 をダイヤル
- 2 音声ガイダンス終了後、8-521-48 をダイヤル

(例3)

豊田市内から愛知用水水道事務所(尾張旭出張所)維持課(内線番号42)に電話する場合

- 1 最寄のアクセスポイントの 0565-36-5750 をダイヤル
- 2 音声ガイダンス終了後、6-511-42 をダイヤル

(例4)

蒲郡市内から東三河水道事務所配水課(内線番号42)に電話する場合

- 1 最寄のアクセスポイントの 0532-51-5331 をダイヤル
- 2 音声ガイダンス終了後、6-551-42 をダイヤル

(例5)

碧南市内から西三河水道事務所配水課(内線44)に電話する場合

- 1 最寄のアクセスポイントの 0566-84-5213 をダイヤル
- 2 音声ガイダンス終了後、6-541-44 をダイヤル

(例6)

稲沢市内から尾張水道事務所配水課(内線番号44)に電話する場合

- 1 最寄のアクセスポイントの 0586-28-8069 をダイヤル
- 2 音声ガイダンス終了後、6-531-44 をダイヤル

(例7)

あま市内から尾張水道事務所配水課(内線番号45)に電話する場合

- 1 最寄のアクセスポイントの 052-950-0357 をダイヤル
- 2 音声ガイダンス終了後、8-531-45 をダイヤル